令和 6 年度

業　務　委　託　設　計　書

岩手中部水道企業団

課　長	課長補佐	係　長	設計者	精算者					

着　手	期　日	自　　年　　月　　日	摘要	上段：当初設計 下段：変更設計
		自　　年　　月　　日		
完　成		至　令和　7 年　2 月　28 日		
		至　　年　　月　　日		歩　掛　適　用 ：令和06年10月水道委託歩掛 基礎単価適用 ：令和06年10月01日付 公共 機械損料適用 ：令和06年10月01日付 公共機械損料 工　種　区　分 ：諸経費一律 施工地域区分 ： 冬期労務補正 ：　　%
業　務　日　数		日		
番　　号		第　275　号		
施　行　場　所		岩手中部水道企業団　危機管理センター内		
業　務　名		ドラフトチャンバー点検業務委託		
設　計　金　額		金　　円也		
委　託　概　要		別紙のとおり		

	名　　称	数　量	単　位	摘　　要
委託の概要	ドラフトチャンバー保守点検	7.0	台	（株）ダルトン製　ｽｸﾗﾊﾞｰ式ｴｱｰｶｰﾃﾝﾄﾞﾗﾌﾄﾁｬﾝﾊﾞｰ
	局所排気装置の定期自主検査	1.0	式	労働安全衛生法第45条第3項の規定に基づく点検・整備、報告書

総　　括　　表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
諸経費一律01	1	式				
合計						

岩手中部水道企業団

業　務　委　託　料　内　訳　書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
諸経費一律01	1	式				
直接業務費	1	式				
点検費 労務費等	1	式			A　1 号	
機器経費	1	式			A　2 号	
雑材消耗品費	1	式			A　3 号	
交通費	1	式			A　4 号	
部材費	1	式			A　5 号	
諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

岩手中部水道企業団

ドラフトチャンバー点検業務委託

【 第　1 号 A代価表(A0001) 】

点検費 労務費等　　1　　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
ドラフトチャンバー点検費 ｽｸﾗﾊﾞｰ式ｴｱｰｶｰﾃﾝﾄﾞﾗﾌﾄﾁｬﾝﾊﾞｰ	1	式			B　1 号	
計						

岩手中部水道企業団

【 第　2 号 A代価表(A0002) 】

機器経費　　1　　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
機器損料（高圧洗浄機）	1	式				
計						

【 第　3 号 A代価表(A0003) 】

雑材消耗品費　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
雑材消耗品費	1	式				
計						

【 第　4 号 A代価表(A0004) 】

交通費　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		供用日				
ガソリン レギュラー		1				
高速道路料金		往復				
計						

【 第　5 号 A代価表(A0005) 】

部材費　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
活性炭ユニセル　一般　再生品	48	本				
ﾌﾟﾚﾌｨﾙﾀｰ　PS150 690*265*10t　AL枠	6	枚				
取寄せ梱包送料	1	式				
計						

【 第　1 号 B代価表(B0001) 】

ドラフトチャンバー点検費 ｽｸﾗﾊﾞｰ式ｴｱｰｶｰﾃﾝﾄﾞﾗﾌﾄﾁｬﾝﾊﾞｰ　　1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
点検技術者		人				
計						

ドラフトチャンバー点検業務委託仕様書

1　適用範囲

(1)　この仕様書は、ドラフトチャンバー点検業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

(2)　設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(3)　仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者との協議により決定する。

2　目的

この業務は、ドラフトチャンバーでの作業の安全や、屋外への異臭及び有害ガスの漏洩が無いよう、定期的に保守点検することにより機能を正常に保つことを目的とする。

3　施行場所

(1)　施設名 岩手県中部水道企業団　危機管理センター内

(2)　住 所　岩手県北上市藤沢１５地割７４番地３

4　施行期間

契約日の翌日から令和７年２月 28 日まで

5　基本事項

この業務は、契約書、仕様書及び設計書に基づき行うこととし、受託者の施工要項については、次のとおりとする。

(1)　業務内容を十分に把握するとともに、現地の状況について綿密な調査を行い、業務計画を策定すること。

(2)　安全管理は受託者の責任において行うこと。

(3)　資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工する。

(4)　既設構造物を汚染又は損害を与えた場合は、受託者の責任で復旧すること。

6　法令の遵守

この業務にあたって、関係する法律、政令、条令等を遵守すること。

7　災害公害の防止

関連する法規に従い、災害・公害の防止に努めること。また、第三者に損害を与えないように有効な措置を実施すること。

８　業務内容

受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、局所排気装置の定期自主検査指針(平成20年自主検査指針公示第１号)に準拠して、点検・整備及び報告を行うこと。

９　対象機器

(1) ダルトン社製 DFC15-KA18-SA4T　　１台
(2) ダルトン社製 DFB11-AA18-FA40　　３台
(3) ダルトン社製 DFD41-AH24-AA0T　　１台
(4) ダルトン社製 DFA40-XX18-AA30　　１台
(5) ダルトン社製 HM1A-AX6M-AA00　　１台

10　実施日程

令和６年12月

やむを得ない事情により仕様書によりがたい場合、委託者と受託者が契約後に協議し変更できるものとする。

11　工程等の打合せ

受託者は、監督員と工程等について事前に打合せを行い、委託者の業務に支障とならないよう業務を円滑に進めること。

12　提出書類

受託者は、業務の施工に伴い、委託業務工程表届、業務責任者選任通知書、業務責任者経歴書、委託業務完了届、点検報告書、局所排気装置の定期自主検査表、および写真帳のほか、監督員が求めた書類を提出しなければならない。

13　完了検査

委託業務を完了したときは、企業団契約規則に基づき検査を行うものとする。

14　その他

(1)　作業箇所において、施設に異常を発見したときは、すみやかに監督員に報告すること。
(2)　設計図書に特に明示していない事項であっても、本作業上当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
(3)　特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

X1
X2
X3
X4
X5
X6
Y5
Y4
Y3
Y2
屋内階段 2
倉庫 2
細菌試験室
細菌前処理室
顕微鏡室
LC−MS/MS
GC−MS
HPLC
IC室
サービスバルコニー
廊下 2
廊下 3
屋上テラス
有機ドラフト室 2
前処理室
冷蔵庫
窒素ガス装置室
DFB11-AA18-FA40
DFD41-AH24-AA0T
DFA40-XX18-AA30
DFC15-KA18-SA4T
HM1A-AX6M-AA00
有機ドラフト・室 1
VOC
カビ臭分析室
水銀分析室
IPC−MS
TOC
理化学試験室
無機ドラフト・洗浄室
検体置場・容器保管庫
器具室
臭気試験室
VOC準備室
天秤室
薬品保管庫
金庫
勾配：1/50